

平成30年第7回本部町議会臨時会会議録

招 集 年 月 日	平成30年12月25日		
招 集 場 所	本部町議会議場		
開 閉 会 日 時 及 び 宣 言	開 会	平成30年12月25日	午前10時00分
	閉 会	平成30年12月25日	午前10時08分

※ 出席並びに欠席議員は下記のとおりである。

出 席 12 名 欠 席 2 名 欠 員 0 名

議席番号	氏 名	出席等別	議席番号	氏 名	出席等別
1	真 部 卓 也	出	9	具志堅 勉	出
2	崎 浜 秀 昭	欠	10	座間味 栄 純	〃
3	比 嘉 由 具	出	11	松 川 秀 清	〃
5	小橋川 健	〃	12	喜 納 政 樹	〃
6	伊良波 勤	〃	13	宮 城 達 彦	欠
7	具志堅 正 英	〃	14	崎 浜 秀 進	出
8	仲宗根 須磨子	〃	15	石 川 博 己	〃

※ 会議録署名議員

1 番	真 部 卓 也	3 番	比 嘉 由 具
-----	---------	-----	---------

※ 地方自治法第121条の規定により、説明のため本会議に出席した者は次のとおりである。

町 長	平 良 武 康	教 育 長	仲宗根 清 二
総 務 課 長	仲宗根 章		

※ 本会議に職務のため出席した者

事 務 局 長	宮 城 健	主 事	仲宗根 農
---------	-------	-----	-------

議 事 日 程

12月25日（火） 1日目

日程番号	議案番号	件 名
1		会議録署名議員の指名
2		会期の決定の件
3	議案第51号	平成30年度本部町一般会計補正予算について (議案説明・審議・採決)

○ **議長 石川博己** ただいまから平成30年第7回本部町議会臨時会を開会します。

開 会（午前10時00分）

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりでございます。

日程第1．会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって1番 真部卓也議員及び3番 比嘉由具議員を指名します。

日程第2．会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日12月25日限りの1日間にしたいと思っております。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって会期は、本日12月25日限りの1日間に決定しました。

日程第3．議案第51号 平成30年度本部町一般会計補正予算についての再議の件を議題とします。

町長から12月14日の会議において、さきに議決した議案第51号 平成30年度本部町一般会計補正予算について、地方自治法第177条第1項の規定によって再議に付されました。町長から再議に付した理由の説明を求めます。町長。

○ **町長 平良武康** おはようございます。それでは早速再議に付した理由を説明いたします。

先般の議決により削除されました経費は、地方自治法第252条の17の2の規定に基づき、辺野古米軍基地建設のための埋立ての賛否に伴う県民投票条例第13条により、市町村が処理することとされた事務に要する経費であることから、地方自治法第177条第1項第1号に該当する経費であると考えております。つまり、かいつまんで申し上げますと、県議会で県民投票の議決がなされました。そして予算も議決されました。それに伴い、地方自治法によって事務移譲がされたということでございます。それは法令により負担する経費がそこで発生したということ。そしてそれに基づいて、法令により義務に属する経費ということで、そういうふうな基本的な考え方を当初から考えております。ですので、この件については、一度否決されましたけれども、それは行政の長としては執行していくべきものだといったような揺るぎない考え方に基づいて今日まで来ております。当然ですけれども、前回の議会の中でいろいろと議員各位の皆さんからご議論いただきました。そして否決を前回されたことにかかわる、その考え方もとても重く受けとめております。だがしかし、私の政治姿勢の一つでありますけれども、いろんな立場の方々、いろんな価値観を持った考え方、個性がより集まってまちは成り立っております。そういったいろんな個性というものをお互いに認め合いながら、そして融和を図りながらまちがまとまっていくということがとても重要なことだろうと思っております。そういったことの中から日本一こころ豊かなまちづくりの形成にもつながるだろうと考えております。ついては、このまちがひとつは融和してまとまっていくためには、県議会の議決の中で議論されて、決定されて、そして事務移譲が

されて今日に至っているわけですから、それはその流れに従って、我々は予算を執行していきたいということ、そういう考え方でございますので、どうかまた再度、議員各位の皆さんにご議論を賜りたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○ 議長 石川博己 これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって討論を省略します。

これから議案第51号 平成30年度本部町一般会計補正予算についての再議の件を採決します。この採決は起立によって行います。本件を先の議決どおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立なし)

起立ございません。したがって議案第51号 平成30年度本部町一般会計補正予算についての再議の件は、さきの議決のとおり決定することは否決されました。よって、議案第51号 平成30年度本部町一般会計補正予算についての再議の件はさきの議決のとおり決定することが否決されましたので、改めて原案を議題として審議することにします。

これから議案第51号 平成30年度本部町一般会計補正予算についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第51号 平成30年度本部町一般会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

議決事件の議事整理についてお諮りします。会議規則第45条の規定により、第7回本部町議会臨時会において議決した事件の条項、字句、数字、その他の整理を議長に一任することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって本臨時会において議決した事件の条項、字句、数字、その他の整理を議長に一任することに決定しました。

本臨時会に付された事件は全て終了しました。

これで本日の会議を閉じます。

平成30年第7回本部町議会臨時会を閉会します。

閉 会 (午前10時08分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

本部町議会議長 石 川 博 己

本部町議会議員 真 部 卓 也

本部町議会議員 比 嘉 由 具